

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第12回中郷区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### （1）報告（公開）

公民館・生涯学習センター等の再配置方針について

今後の図書館分室の在り方について

公の施設使用料の減免制度の見直しについて

補助金の交付基準見直しに伴う関係団体との意見交換を踏まえた新たな基準について

### （2）協議（公開）

地域活動支援事業の要項について

自主審議事項について

### （3）その他（公開）

## 3 開催日時

平成28年2月23日（火）午後6時30分から午後9時00分まで

## 4 開催場所

中郷区総合事務所 第4会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：岡田雅範、岡田豊、岡田龍一、坂田浪平、高橋達也、竹内昭彦、  
竹内朗、竹内靖彦、古海博康、山内敏夫、山崎新一、横山一政、  
陸川昇一

・教育委員会：社会教育課 小嶋栄子副課長、加藤英樹主任  
社会教育課高田図書館 宮崎雅彦係長  
体育課 佐藤正明課長、古川浩子主任

- ・事務局：小嶋久雄中郷区総合事務所長、山田弘次長、柳崎清市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ長  
総務・地域振興グループ 丸山良彦班長、樋口和輝主事  
教育文化グループ 松原幸男班長、宮ロウメ子主任

〔以下、総務・地域振興グループは総務G、市民生活・福祉グループは市民G、教育・文化グループは教育G、グループ長はG長と表記〕

## 8 発言の内容（要旨）

### 【丸山班長】

- ・会議の開会を宣言

### 【岡田（豊）会長】

- ・挨拶

### 【丸山班長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

### 【岡田（豊）会長】

- ・会議録確認：「陸川昇一」委員と「岡田雅範」委員に依頼。

報告事項（1）の「公民館・生涯学習センター等の再配置方針について」本日は、社会教育課の小嶋副課長と加藤主任、高田図書館の宮崎係長がそれぞれ来られているので、この件について説明いただきたい。

### 【小嶋副課長】

- ・資料No.1 を基に説明

### 【岡田（豊）会長】

今ほどの説明において、質問・意見等を求める。

### 【高橋副会長】

資料の2枚目に「各カテゴリーの対応方向等との整合を図ったうえで」との記載があるが、具体的にどのようなことなのか。各箇所のカテゴリーと名のつくものが見受けられるが、我々にはよく見えてこない。いわゆるランク付けのジャンルになるのだろうか、市の方で一方的に決められている気がする。

### 【加藤主任】

本日説明させていただいた再配置計画は、昨年2月に策定しており、平成27年度

から平成 30 年度までの 4 年間に渡る計画である。この計画の前段に平成 23 年度に策定した計画があった。当時は公民館だけをカテゴリーとして、その中だけで再配置する考えであった。平成 27 年度においては市民文化系施設として、公民館や生涯学習センター、コミュニティプラザ、地区の集会施設等、人々が集まって建物を借りられる用途が同様なものを集め、市民文化系施設としている。このように、大きな枠の中で再配置の方針を出させていただいた。この点が、平成 23 年度に策定した当時との大きな違いだ。平成 23 年度当時の小さい枠の中で再配置すると、いろいろな問題が出てきたため、平成 27 年度においてはカテゴリー単一で行うのではなく、同じグループを作ってその中で配置をすることにした。

**【小嶋副課長】**

補足説明させていただきたい。市民文化系施設は資料のとおり、広域拠点施設、市域拠点施設、ブロック圏拠点施設、生活圏拠点施設、コミュニティ圏拠点施設と分かれているが、コミュニティ圏拠点施設については、旧小学校区単位で地域のコミュニティが守れる範囲という考え方である。また、生活圏拠点施設については、中郷区全体で使う施設であり、市域拠点施設については、中郷区以外の方も利用するような施設ということでそれぞれカテゴリー分けをしている。公の施設全体を見た中で、このように分類させていただいた。

**【高橋副会長】**

このカテゴリー分けは、中郷区総合事務所と協議したのか。

**【小嶋副課長】**

中郷区総合事務所と協議をしたうえで、分けている。

**【竹内(靖)委員】**

公民館協力員を公民館主事に変更する予定となっているが、これはあくまでも名称変更のみなのか。

**【小嶋副課長】**

名称変更のみであり、業務の内容等に変更はない。

**【竹内(靖)委員】**

今後、公民館主事の人員不足に陥るような気がして危機感がある。理想は、地元で子供達と接する機会が多く、学校教育に多少なりとも携わっている方が適任だと思われる。仮に、地元でない方が新たに中郷区の公民館主事として赴任された場合、地域

性を活かした業務ができるのかどうか疑問だ。ぜひ、地域性を活かした公募の仕方を考慮いただきたい。

**【小嶋副課長】**

今回、公募という形で市のホームページに掲載した結果、多数の方より応募いただいた。こちらとしては、地域性を重視して地域の実情を分かっている方をお願いしたいと考えているが、応募者の中には、地域を知らない状態で、新たにその地域に入って皆さんとうまくやっていきたいと考えている人もいる。何よりも、公民館は地域の方に活用していただくことが重要であることから、子供からお年寄りまで様々な住民と、うまくコーディネートができる方を面接の中で選んでいきたい。

**【高橋副会長】**

資料の2枚目後段に、「継続に当たっては、必要最小限度の維持管理とし、利用実態に応じて地元の協力を得るものとする。」との記載があるが、これはどういうことなのか。維持管理費を地元で負担するということなのか。

**【小嶋副課長】**

あくまでも、地域の実情に合わせてということである。光熱費の一部を地域から負担してもらう場合もあれば、草刈りのみ地域で行う場合もある。施設を維持していくには経費も人手もかかることから、今後、地域に入って地元の方々との話し合いの中で、解決できる場所があればそうしていきたいと考えている。

**【加藤主任】**

補足説明させていただきたい。今回、中郷区で対象となっている片貝地域生涯学習センターを例にすると、昨年の年末に地元の南部まちづくり協議会と、再配置に関して協議をさせていただいた。公の施設といっても、市内には町内会館のように小規模なものから同センターのように大規模なものまで様々な施設がある。このような中、地元の方とは市内のいろいろな例を基に話をしたが、同センターについては大規模な施設であることから、光熱費を地元で負担することは到底できないことを確認した。このため、すでに地元で負担している部分を改めて確認し、引き続きお願いをしたところだ。具体的には、草刈りの管理等は現在、南部まちづくり協議会で請け負ってもらっているが、これを民間に委託することになると、協議会で請け負うより高くなるため、その差額分については地元が負担している。この点について、引き続きお願いした。

【岡田(豊)会長】

資料の2枚目中段に「各区の居住人口及び施設利用者の状況等を踏まえ」との記載があるが、状況は今後変化していくことになる。数値的に変化があった場合について市は何か考えているのか。

【小嶋副課長】

具体的に、「この数値になったら、こうなります。」というものは持ち合わせていない。ただ、施設によっては、耐震がされていない部分とか大小様々な施設が存在するため、変化があった場合は地元の方々と話を詰めながら丁寧に進めていきたい。

【岡田(豊)会長】

市は、「市民は皆公平になるべきだ。」とよく言っているが、地元負担があることは公平の論理から外れるのではないか。

【小嶋副課長】

全てが公平かどうかと言われれば、何処かで凸凹してくる部分はある。しかしながら、地域の方が使う施設であれば、地域の方に愛着を持ってもらった中で、ぜひ対応をお願いしたい。

【岡田(豊)会長】

皆さん、他に何か質問、意見等はあるか。

ー全委員なしー

【岡田(豊)会長】

特になければ、報告事項(1)の「公民館・生涯学習センター等の再配置方針について」は、これで閉じることとする。

【岡田(豊)会長】

続いて、報告事項(2)「今後の図書館分室の在り方について」この件も同様に社会教育課より説明を求める。

【小嶋副課長】

・資料No.2を基に説明

【岡田(豊)会長】

今ほどの説明において、質問・意見等を求める。

【坂田委員】

今後は、配置する本の種類等については、中郷区単独で決めていくということによ

いか。

**【小嶋副課長】**

今までの図書館の位置付けでは、専門の司書を置くとか、館内に置く本についてもある程度縛りがあった。これが、公民館の図書室ということになると、皆さんが希望する本を置くことができ、要望に応えることができる。地域住民のニーズを聞いた中で本を購入でき、これを公民館の主事や総合事務所の担当者が直接管理することになる。皆さんが欲しい本を地域の活動に大いに使ってもらい、より身近な図書室になるようにしたいと考えている。

**【坂田委員】**

公民館図書室に対する、高田図書館からの支援等はあるのか。

**【小嶋副課長】**

高田図書館も社会教育課の一部署で同じ組織のため、条例が変わったからといって図書館が一切手を引くかといえば、そのようなことはない。例えば、希望するカテゴリーの本がある場合は、図書館からアドバイスなどすることは出来る。

**【岡田(豊)会長】**

要するに、公民館図書室となるため図書館からは切り離すが、アドバイスや本の貸出しについては、今まで通り継続して行うということなのだろう。今まで、我々が聞いていたのは、図書館の分室として位置付けをされたことから、開館日や時間などは図書館に合わせざるを得なかった。今後はこれを崩してもよいことになるのだろうし、本の購入費用も、恐らくこれまでよりも多く予算付けしてくれることになるのだろうと想定している。

**【坂田委員】**

市は、「合併前に戻って、後は勝手にしなさいよ。」と言っている気がしてならない。これは、中郷区を切り捨てるようなものである。これだけの予算を付けるから、適宜うまくやってくれという感じに捉えられる。

**【小嶋副課長】**

公民館図書室の機能としては、これまでは図書館が分室をある程度管理していた面があるが、これからはもっと身近な人達の要望を聞きながら本を揃えていき、活用していただくことで、より身近な図書室となるよう機能を移していきたい。

**【坂田委員】**

中郷区民は、高田図書館まで行かなければ、本来の図書館条例に則った恩恵というのを受けられないのではないか。

**【宮崎係長】**

資料の「4 公民館図書室の運営」にも記載されている通り、これまでと内容はほとんど変わりなく、名前が図書館分室から公民館図書室に変更するくらいである。本の選定についても、区によっては公民館の協力員が選定する区もあれば、高田図書館に相談する区もあり、地域の実情によって違ってくる。今後も、それぞれの実情に応じ行っていきたい。また、図書室の運営についても、地域の皆さんの考えを尊重しながら進めていく考えだ。

**【岡田(豊)会長】**

図書室に変更することによる、予算の増額などはないのか。

**【小嶋副課長】**

位置付けを変えるということなので、これまでの実績をみながら予算を付けていく。仮に、ニーズが高くなることがあったような場合は、増額も考えることがあるが、図書室に変更したという理由のみでの増額ということはない。

**【岡田(豊)会長】**

公民館図書室になった場合、開館時間を自由に設定することはできるか。

**【小嶋副課長】**

地域の皆さんが、使い勝手がよいと思われる時間帯が他にあれば、話し合いのうえ設定することは可能だと思われる。

**【宮崎係長】**

ちなみに、図書館の中郷分室は、当初午後 10 時まで開館していた。一方、他の分室は大体午後 7 時までであった。このため、高田図書館から時間を均一にした方がよいと言われたため、試行のうえ午後 7 時に変更した経緯がある。これが、公民館の図書室になったら時間を再度変更することができるかどうかについては、はっきりとは申し上げられないが、図書室になっても時間は各区で均一化する必要があるのではないだろうか。

**【岡田(豊)会長】**

それでは、自由に使えるということはないと捉えてよいのか。

**【宮崎係長】**

時間については、若干制約があるかも知れないが、いずれにしても多くの方から施設を利用してもらうことが大事である。地域の皆さんも、実際使ってみて違和感がある場合はその旨言っていただくことで、段々と使い勝手のよい図書室へ改善されていくのではないかとと思われる。

**【岡田(豊)会長】**

高田図書館の縛りによって制約された部分については、希望があれば戻してもよいのか。具体的に言えば、私は以前のように小・中学生や高校生など、子供達の勉強の場に公民館として開放したいと思っている。それは可能なのか、はっきり聞かせていただきたい。

**【小嶋副課長】**

今後は公民館の図書室ということになるため、私の考えでは皆さんの要望や話し合いの中で開放することは可能と思われるが、断言はできない。この件については、地域からの要望としてあげていきたい。

**【高橋副会長】**

公民館図書室の管轄はどこになるのか。

**【小嶋副課長】**

社会教育課の管轄となる。

**【高橋副会長】**

今までは、高田図書館の分室として、同図書館の管轄であった。今後は、社会教育課が直接の管轄になるということなのか。

**【小嶋副課長】**

その通りである。

**【高橋副会長】**

それでは、地域で言えば総合事務所が窓口になるということか。

**【小嶋副課長】**

その通りである。

**【高橋副会長】**

組織上がどのようになるのか、よく見えてこない。具体的には、総合事務所の教育・文化Gが窓口となり、ここを通して、社会教育課に繋がると解釈してよいか。

**【小嶋副課長】**

その通りである。

**【高橋副会長】**

「地域に密着し、地域の声を大きくして何らかの形でよい方向に持っていける。」との説明が先ほどあった。そのような中、今後も高田図書館に縛られる区が 2 つある。私は可哀想だと感じる。何故、この 2 区のみ分館として残すのか、その意味が分からない。

**【宮崎係長】**

この 2 区については、合併前から図書館で、合併当時から図書館分館であった。一方、他区は分室であった。なお、分館には図書館司書を配置している。今回、見直しをするのは分室のみであることから、分館の 2 区は変更がないことになる。

**【高橋副会長】**

何故、地域によって分館と分室に分かれるのか。今まで、そのように扱ってきたからなのか。

**【宮崎係長】**

図書館分館には専門職の図書館司書がいるが、分室にはいないなど図書館としての機能が十分でなかった。このため、地域の活性化に結びつくよう、また、総合事務所との連携を強化するというので、公民館図書室とすることにした。

**【岡田(豊)会長】**

皆さん、他に何か質問、意見等はあるか。

ー全委員なしー

**【岡田(豊)会長】**

特になければ、報告事項（2）の「今後の図書館分室の在り方について」は、これで閉じることとする。

**【岡田(豊)会長】**

続いて、報告事項（3）「公の施設使用料の減免制度の見直しについて」事務局より説明を求める。

**【柳崎G長】**

・資料No.3 を基に説明

**【岡田(豊)会長】**

今ほどの説明において、質問・意見等を求める。

**【竹内(靖)委員】**

ベストフレンズ歌夢団については、このままでいくと「はーとぴあ中郷（ホール）」を使用する際、減免なしとなる。現在、単独で活動している団体であるが、仮にまちづくり振興会の中に入った場合は、100%減免になるのか。

**【小嶋副課長】**

まちづくり振興会に加盟するのであれば、100%減免となる。

**【岡田(龍)委員】**

減免制度の改定時期及び定期的な見直しについてお聞きしたい。目安としていつ頃を想定しているのか。また、数値的なものを含め、事前に報告いただけるのか。

**【佐藤課長】**

施設使用料の見直しについて、去年の今頃に説明をさせていただいた。その時に、3年毎に見直しを行うということをお話している。減免制度についても、同じ時期に見直しがあるものと考えられる。

**【陸川委員】**

中郷区体育協会の関係だが、体育施設の使用料が100%ではなく、50%の減免となっている。ちなみに、今までは100%減免であった。上越市体育協会に加盟しているから50%減免ということであれば、同協会から脱退すれば100%減免になるのか。

**【佐藤課長】**

中郷区体育協会は、上越市体育協会に加盟をしているので、スポーツ振興の観点で50%の減免となっている。また、中郷区体育協会に加盟する青少年の団体であれば更に50%を減免するため、100%減免となる。なお、一般の方は今まで減免の対象にならなかったが、中郷区体育協会に加盟しているのであれば、今後は50%の減免が受けられることになる。

**【陸川委員】**

中郷区体育協会ではトリムマラソンなどの事業を行っているが、この時は100%の減免になるのか。

**【佐藤課長】**

50%の減免となる。従前も50%の減免であったため、これまで100%の減免していた取扱いは誤りであった。このような事例は、他の地区においてもあり、減免の解釈に若干の相違があったことから、今回の見直しを踏まえ市内全域で認識を改めたところ

ろである。基本的には、従前から 50%減免ということで変更はない。

**【陸川委員】**

トリムマラソンは、青少年育成を目的として行っている事業であり、100 kmマラソンやシティマラソン（高田城ロードレース）などとは異なるものである。それを考えれば 100%減免でもよいと思われるのだが。参加者の中には一般の方も含まれているが、主な参加者は青少年である。50%減免にした理由が、私にはよく理解できない。

**【佐藤課長】**

50%減免については、従前と変わっていない。仮に、例えば、まちづくり振興会が主催団体の中に名を連ねた場合は違った視点となり、100%減免になる。また、上越市の体育協会が主催ということであれば 100%減免となるが、中郷区体育協会については、市体育協会の傘下団体であるバスケットボール協会やバレーボール協会などが主催する大会と同じものとして位置付けている。このため、個々の団体が主催する事業については、50%の減免として取り扱っているところである。

**【高橋副会長】**

2 回目の意見交換会の中で、青少年のための事業であるならば 100%減免にすると確かに言った。総合事務所の職員も参加されていたので、このことは聞いているはずである。それが、いつの間にか 50%減免になっている。このため、解釈が違うのではないかということで、先ほどから質問になっている。また、資料の別紙 5 では地域の集会施設はほぼすべての団体が 100%減免となっているのに対し、体育施設では 100%減免と 50%減免の団体が混在している。50%減免の団体は、青少年のために使うのであれば 100%になるのか。例えば、中郷区ジュニア X C（クロスカントリー）スキー育成会が体育館を使用して、子供たちのトレーニングをした場合、該当になるのか。

**【佐藤課長】**

中郷区ジュニア X Cスキー育成会については、上越市体育協会或いは、その傘下の他団体に加盟されていないことから 50%減免となっている。仮に加盟されていれば、50%が上乘せとなるため、100%減免になる。

**【高橋副会長】**

それならば、カッコ書きで「加盟により 100%」と明記すべきである。そうでないと、意味が伝わってこない。また、登録については、いつまで受け付けるのか。

**【柳崎 G 長】**

登録は随時受け付けている。なお、利用申請の段階で登録証を提示のうえ申請いただければ減免制度の適用になる。

**【高橋副会長】**

は一とぴあ中郷についてだが、ホールの使用は 50%減免で、ホール以外の使用は 100%減免と解釈してよいか。

**【柳崎G長】**

その通りである。ホールは、地域の集会施設の規模ではないため、一般施設に区分されている。なお、ホール棟の中に楽屋とレッスン室があるが、こちらは地域の集会施設扱いとなる。

**【岡田(豊)会長】**

先ほど、陸川委員から「上越市体育協会から脱退すれば 100%減免になるのか。」との質問があった。中郷区体育協会が上越市体育協会に加盟したのは、合併する時に上越市に大同団結しようということで、当時の中郷区代表も名を連ねたことによるものだ。このようなことから、私は 13 区がそれぞれ持っていた体育協会も上越市体育協会も並列だと思っている。それなのに、上越市体育協会に加盟したら 50%減免になるというのは、考え方がおかしいのではないか。

**【佐藤課長】**

市の体育協会に 13 区の体育協会がすべて加盟している訳ではない。加盟していない体育協会も半分位ある。また、体育協会そのものが合併と同時に無くなったところもある。そのような区については、総合型地域スポーツクラブを単独で立ち上げ活動している。総合計画では、市の体育協会と総合型地域スポーツクラブを育成することを謳っており、この観点から上越市体育協会と傘下の団体との区分けをさせていただいている。上越市体育協会に加盟している一般のバレーボールやバスケットボール、野球など個々のスポーツ団体でも個々の大会を開催している。これらの大会と、考え方的には開催の趣旨が同じということで整理している。

**【岡田(豊)会長】**

私が言っているのは、そのようなことではない。上越市体育協会も中郷区体育協会も同じ体育協会ではないか。体育協会に甲乙つけるのは、おかしいと言っているのである。

**【佐藤課長】**

従前も、上越市体育協会主催の各種大会等については 100%減免であり、個々の体育協会或いはスポーツ団体は 50%減免として取り扱ってきた。この点は、今までと変わっていない。

**【高橋副会長】**

子供達にとっては、上越市体育協会に加盟しているかどうかなど関係ない。施設を利用し、アスリートを目指す子供もいれば、純粋にスポーツを楽しむ子供もいる。いずれもスポーツをすることには変わりはない。上越市体育協会に加盟すれば 100%減免を受けられることから、体育課は上越市体育協会への加入を斡旋しているような感覚をもってしまう。上越市体育協会が特別扱いされている気がしてならない。

**【佐藤課長】**

先ほども説明した通り、総合計画では市の体育協会と総合型地域スポーツクラブの育成を施策の一つに位置づけている。このため、上越市体育協会への加盟或いは各地域で総合型地域スポーツクラブを立ち上げていただくことにより、育成を図っていきたいと考えている。

**【岡田(豊)会長】**

それでは、中郷区体育協会が上越市体育協会を脱退し、新たに総合型地域スポーツクラブに名称を変更すればよいのか。

**【佐藤課長】**

それは可能だ。総合型地域スポーツクラブを立ち上げていただくことは施策の一つであり、中郷区体育協会がそのように考えるのであれば、こちらも応援したい。なお、総合型地域スポーツクラブを立ち上げた場合は、5年間市からの補助金を受けられる。検討いただきたい。

**【高橋副会長】**

仮に、そのようなことになった場合は、手厚い説明をしていただけるのか。

**【佐藤課長】**

説明をしたいと考えている。

**【高橋副会長】**

中郷区体育協会は上越市体育協会に加盟しているため、中郷区体育協会に加盟している団体は、上越市体育協会に加盟する必要はないということでしょうか。

**【佐藤課長】**

その通りである。上越市体育協会の傘下に中郷区体育協会がある。このため、中郷区体育協会に加盟していれば、上越市体育協会にも加盟していることになる。

**【高橋副会長】**

それでは、別紙 5 の減免登録が「要」となっている団体については、中郷区体育協会に加盟すれば減免を受けられるのか。

**【佐藤課長】**

中郷区体育協会に加盟すれば減免を受けられる。登録は市になる。

**【古海委員】**

1 点お聞きしたい。資料 3 の 2 ページ下段に「地縁組織のうち事前の把握が困難な団体」との記載があるが、町内会については認可地縁団体の法的手続きの有無は問わないのか。

**【柳崎G長】**

町内会については、把握ができている地縁組織ということで、認可地縁団体としての認可の有無による区別はしていない。

**【岡田(豊)会長】**

皆さん、他に何か質問、意見等はあるか。

ー全委員なしー

**【岡田(豊)会長】**

特になければ、報告事項（3）の「公の施設使用料の減免制度の見直しについて」は、これで閉じることとする。

ー社会教育課、高田図書館職員退席ー

**【岡田(豊)会長】**

続いて、報告事項（4）「補助金の交付基準見直しに伴う関係団体との意見交換を踏まえた新たな基準について」本日は、体育課の佐藤課長が来られているので、この件について説明いただきたい。

**【佐藤課長】**

・資料No.4 を基に説明

**【岡田(豊)会長】**

今ほどの説明において、質問・意見等を求める。

**【竹内(靖)委員】**

中郷区ジュニアXCスキー育成会補助金が平成29年度に廃止となるため、ジュニアトップアスリート育成強化補助金に移行してはどうかと事業主体に提案したとのことであるが、この件についてももう少し詳しく説明いただきたい。

**【佐藤課長】**

この件については、平成29年度予算の話になることから、現段階において確定ではない。ジュニアトップアスリート育成強化補助金は、上越市体育協会から出ている補助金である。中郷区ジュニアXCスキー育成会については、現在、体育協会に加盟していないが、加盟をした場合はこのような補助もあるということで、説明をさせていただいた。金額的には従来の補助金額である70万円には満たないが、一定額の補助金は受け取れる。このため、来年度に向けて提案させていただいたところである。

**【竹内(靖)委員】**

この補助金は、曖昧なところがあって心配だ。中郷区にとって、スキー競技育成の文化・伝統は、当区の地理に適った活動であり、これがあって今の小学生や中学生が大人になっても、中郷区に恩を返してきた歴史がある。この先、新潟国体が予定されている他、オリンピックを新潟に誘致するというので、隣の妙高市は一生懸命取り組んでいる。これに対し、上越市の姿勢がよく見えてこない。確かに平成29年度予算の話であり、現段階では、はっきりとした説明ができないのだろうが、この補助金自体もう少し見直す必要があるような気がする。他の区は、これで納得しているのか不安だ。内容を精査し、育成事業がこの先も継続できるよう上越市として声を大にして発声していく必要があると思われる。

**【佐藤課長】**

中郷区ジュニアXCスキー育成会が頑張っていることを、決して否定している訳ではなく、これからも活動に励んでいただきたいと思っている。平成28年度予算については、これから議会で審議していただくことになるが、平成29年度予算については、具体的なことが言えなくて申し訳ない。平成29年度以降は、ジュニアトップアスリート育成に力を入れていきたいという考えは持っている。可能な限り努力し、予算を確保するつもりだ。

**【高橋副会長】**

資料4のA②に「スポーツの競技力向上及び当市の魅力を全国に発信する事業等」との記載がある。今年度も当区から2名の中学生が全国大会に出場した。当然、上越

市の魅力を全国に発信、アピールしていると自負している。これに対し、市の評価は最低ランクのCである。旧町村単位で今まで継続していた補助金については、Cという類でカテゴリーを決めていること自体問題があると思われる。実際の事業内容で評価すべきだ。上越市はスポーツ都市宣言をしている。スポーツ振興を図るのであれば、補助金の見直しに伴う新たな補助金制度を作るなどして、予算を取ってくるのが体育課の本来の仕事ではないか。また、先ほど説明のあったジュニアトップアスリート育成強化補助金は何も担保がない。ある程度の担保がなければ、「はい、わかりました。」と返事ができる訳がない。

【岡田(豊)会長】

我々は、資料4の2枚目に記載されてある、カテゴリーの“当初”と“今回”についての説明を一つも受けていない。ところで、体育協会は市の部門なのか。

【佐藤課長】

市の部門ではない。

【岡田(豊)会長】

それでは、体育協会に関しては市の力は及ばないということか。

【佐藤課長】

その通りである。

【岡田(豊)会長】

それでは、中郷ジュニアXCスキー育成会がジュニアトップアスリート育成強化補助金を申請しても却下される可能性があるという解釈でよいか。

【佐藤課長】

補助金の原資となる経費については、市から体育協会へ補助金として交付している。ジュニアトップアスリート育成強化補助金については、この補助金を6つの団体に金額を分ける形で、体育協会が申請に基づき交付している。来年度の予算の時期になったら、別途体育協会と体育課が協議をした中で、市の補助金額を決定することになる。

【岡田(豊)会長】

それでは、仮に70万円ではなく、100万円にするといった場合は100万になるということか。

【佐藤課長】

補助金は事業費の何割と決められているため、事業費全額にはならない。

**【岡田(豊)会長】**

事業費は年によって変化するものだ。減ることばかりではなく、増えることもある。増えた時は、総額予算が膨らんでいくことになるが、このような場合はどうなるのか。

**【佐藤課長】**

毎年、予算の時期に体育協会と来年度予算についてヒアリングをし、補助金の予算を決定している。

**【高橋副会長】**

この件は、地域の課題であるため、地域協議会で協議すべきものだと思っていた。それが、個々の団体と協議を進めるということで、最初は意見交換を行い、いつの間にか、このような提案をされてきた。進め方自体に問題があるのではないかと思う。地域協議会に対しても平行して話をもってくるべきだ。中郷区のトリムマラソンや歩くスキーなどは地域で行っているものだ。もっと、地域に密着した形で提案できないのだろうか。市外の人に参加する大会については高いランクを付け、補助金をそのまま残すという考え方は理解に苦しむ。これに対し、市に属しているジュニアには何故補助金が出ないのか。矛盾があると言わざるを得ない。

**【佐藤課長】**

先ほど減免の説明をさせていただいたが、ジュニア（青少年）の皆さんには 100% 減免になる施設を各区において最低 1 か所は設けている。施設の使用料を減免するというのは、市の 1 つの支援ということで捉えていただきたい。

**【竹内(昭)委員】**

市は、内容については事前に聞き取りで把握しているのだろうが、実際に実態を見に来ているのか。

**【佐藤課長】**

全部が全部見に行っている訳ではない。実際に参加した事業もあるし、見に行った事業もある。

**【竹内(昭)委員】**

見に行っている所と見に行っていない所があるのでは、公平さに欠けるのではないか。地域で行っている事業が、合併後 10 年経った今も継続しているということは、それだけ地域に根付いているということだ。地域の特性を活かした中で、何とか地域を活性化していこう、地域から元気になっていこうと皆さん一生懸命に取り組んでくれ

ている。是非、練習や大会を見に来ていただき、地域の特性を活かすという点も評価のポイントとして付け加えていただきたい。

**【佐藤課長】**

今週末に、歩くスキーとXCスキー大会があることは承知している。議会等が無ければ是非見に行きたい。

**【岡田(豊)会長】**

皆さん、他に何か質問、意見等はあるか。

ー全委員なしー

**【岡田(豊)会長】**

特になければ、報告事項(4)の「補助金の交付基準見直しに伴う関係団体との意見交換を踏まえた新たな基準について」は、これで閉じることとする。

ー体育課職員退席ー

**【岡田(豊)会長】**

続いて、協議事項(1)「地域活動支援事業の要項等について」事務局より説明を求める。

**【樋口主事】**

・資料No.5を基に説明

**【岡田(豊)会長】**

今ほどの説明において、質問・意見等を求める。

ー全委員なしー

**【岡田(豊)会長】**

特になければ、協議事項(1)の「地域活動支援事業の要項等について」は、これで閉じることとする。

**【岡田(豊)会長】**

続いて、協議事項(2)「自主審議事項について」前回に引き続き勝馬投票券の特定財源について協議する。前回の協議において、中郷区として基金の廃止を容認することは無理があるというところをまとめ、再度意見書を提出することになった。先日の活動報告会で出された意見等も盛り込み、資料No.6の通り意見書の案文を作ったので、内容等について皆さんの意見をお聞きしたい。

**【竹内(靖)委員】**

基本的にはこれでよいと思う。ただし、1か所気になるところがある。1番目の下段で、ひばり荘について述べているが、この件はすでに協議会でも承認していることから、文言を入れる必要があるか疑問を感じる。

**【岡田(豊)会長】**

特定財源を持ち出すことを決めたのは我々地域協議会である。ひばり荘の件を取えて述べないほうがよいというのであれば、特に異論はない。

**【高橋副会長】**

当時、決着して進めた訳だが、アスベストの問題もあり、本来であれば取り壊さなければならなかった。このような観点からすれば、文言に付け加えてもよいのではないか。

**【竹内(靖)委員】**

ひばり荘は、既に民設民営でスタートしている。まだ、いろいろと課題は多いが、一企業として動いている以上、いつまでも引きずるのは如何なものか。

**【坂田委員】**

基金を守り継続していくためには、市に対し説得力のある意見書を提出し、強くアピールしなければいけない。前回のように個々について述べるのではなく、基金の有効活用についての方向性を強く文面にする必要はある。個々の事を述べたら、必ずそれに対し市は懇切丁寧な回答により返してくるだろう。だが、これは意見のやり取りであって、論点がかみ合っていない。

**【古海委員】**

案文の3番目に、中郷区民との意見交換会において出された意見が述べられている。出た意見をストレートに記載してあるが、⑥の文言は趣旨を変えずにもう少し強い表現にしてもよいのではないかと思われる。

**【高橋副会長】**

それは、基金が一般財源化され、他にも補助金の廃止などいろいろな意味で圧力がかかってきていることを付け加えるという意味合いなのか。

**【古海委員】**

その通りだ。要するに財政が厳しいから市は切り詰めているが、このことと基金を一般財源化することは、必ずしもイコールでないということだ。

**【岡田(豊)会長】**

いずれにしても、本日の協議会で意見書の内容を決定するつもりはない。強調する点や修正する点などがあつたら、各自案文を作っていただき、3月の地域協議会で審議のうえ、最終的に内容を決定したいと考えている。案のある委員は、早めに事務局へ連絡し案文を提出願いたい。

【岡田(豊)会長】

皆さん、他に何か意見等はあるか。

ー全委員なしー

【岡田(豊)会長】

特になければ、協議事項(2)の「自主審議事項について」は、これで閉じることとする。

【岡田(豊)会長】

続いて「その他」に移るが、事務局何かあるか。

【樋口主事】

平成27年度地域活動支援事業の内容一部変更と、地域協議会だより第3号の発行日変更についてそれぞれ報告

【丸山班長】

国土政策フォーラムの開催についてお知らせ

【岡田(豊)会長】

委員の皆さんから、他に何かあるか。

【岡田(豊)会長】

現委員は4月で任期切れとなる。このため、これまで関わってきた、ひばり荘の利用状況と改善状況について、4月の地域協議会で報告いただきたい。また、乗合タクシーの運行については、公共交通懇話会の中で議論されているかと思われるが、地域住民から何か問題は出ていないのか、懇話会の内容はどのように市へ反映されているのか、更に、産業建設Gが集約されて数年経つが、何か問題は出ていないか併せて報告いただきたい。

【岡田(豊)会長】

他に発言がないため、これをもって、本日の会議を終了する。

次回の会議は、3月23日(水) 午後6時30分から、「中郷区総合事務所」で行うこととする。

(終了 午後9時00分)

9 問合せ先

中郷区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 0 2 5 5 - 7 4 - 2 4 1 1

E-mail : nakago-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。